

環境省における委託業務経費 の算出等に関する基本方針

令和8年3月24日

環境省大臣官房会計課

1. 委託業務の基本的事項

(1) 委託費について

「委託費」とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等を効率的な執行等に鑑み、他の機関等に委託して行わせる場合にその反対給付として支出する経費をいう。委託契約は委託費によって行われる事務・事業の履行を担保することを目的として締結するものである。

このため、調査、研究等の委託費は委託契約に基づく対価的性格を有する経費であり、助成的性格をもつ補助金等とは明らかに異なるものといえる。

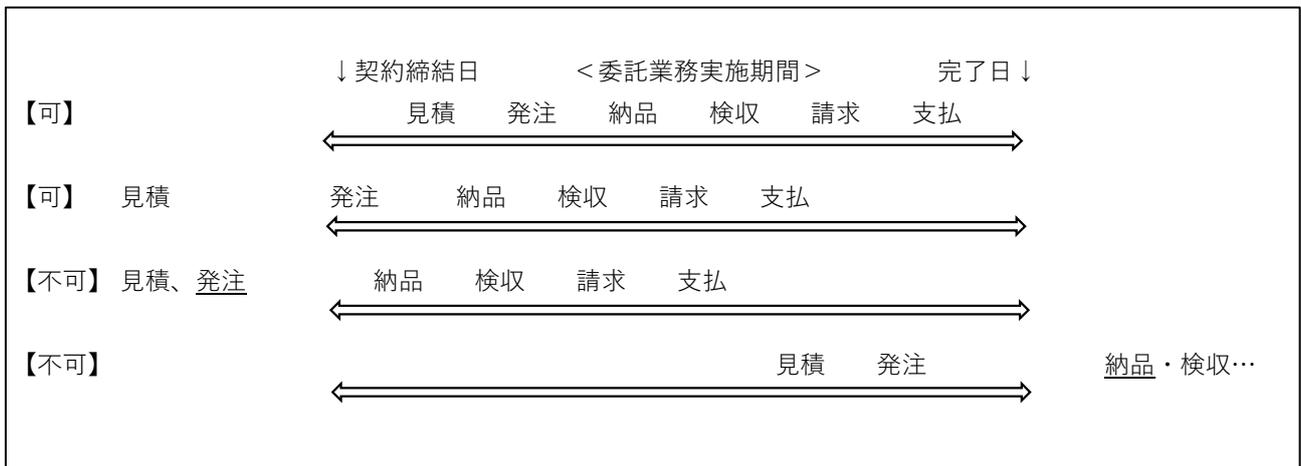
また、委託費の対価となる給付については、受託者からの業務完了報告をもって完了の報告とし、環境省の検査職員による検査を経た後、受託者からの精算報告を審査して額の確定を行い、受託者に額の確定の通知をし、その額をもって精算行為を行うことにより完了する。

(2) 委託業務の経理事務の基本的事項

委託業務を実施するにあたっては、委託費の対象となる経費について、その他の経費と明確に区分する必要がある。

また、委託契約による事務・事業等の実施に係る経費の計上は、契約締結日以降に発生（発注）したもの、かつ業務期間中に終了（支払）したものなど当該業務の目的に合致し、業務に使用された経費（業務に要した経費）に相当する額とする。

確定額は、契約業務履行の実績に基づく委託業務精算報告書に基づく金額（以下、「精算額」という。）と締結した委託契約の契約額（以下、「契約額」という。）のいずれか低い額とする。（概算契約である委託契約は、確定契約によって行う請負契約とは根本的に異なっている。）



＜委託業務の実施に伴う調達において例外的に委託費の対象となる場合の例示＞

ア. 発注時期の例外

発注が委託業務実施期間外であっても、例えば、以下のような場合には、委託対象経費として認められるものとする。

- ① 複数年度にわたる計画として採択されたプロジェクトに係る委託業務で、発注から納品までが一年度内に収まらないためやむを得ず年度をまたぐ場合で、納品（委託費として計上）する年度より前の年度に発注されたもの。この場合においても初年度の委託契約以降に発注されたものでなければならない。
- ② 過年度にリース等により調達した設備等を、当該年度において引き続きリース等により同委託業務で使用するもの。

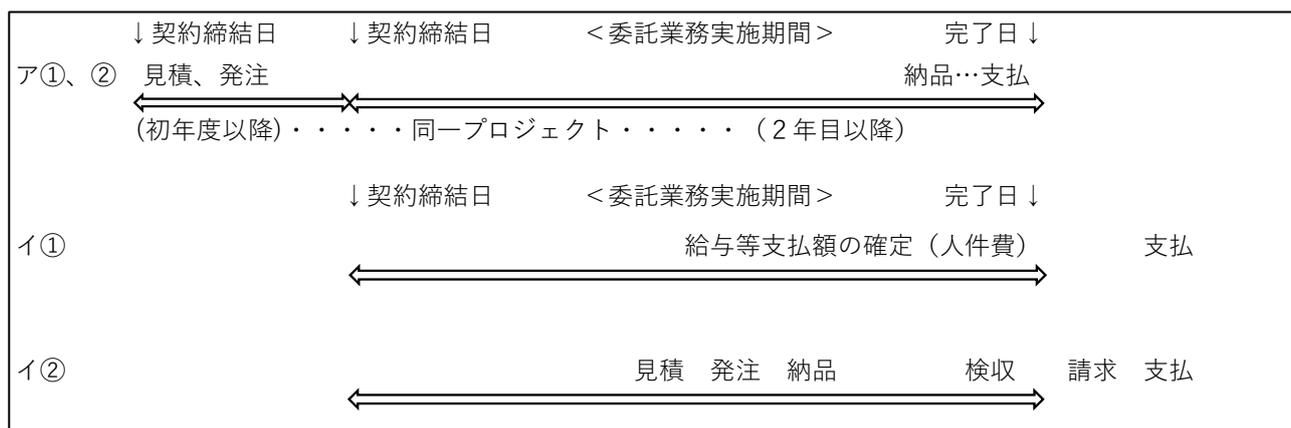
イ. 支払時期の例外

支払が委託業務実施期間外であっても委託業務実施期間中に使用し、かつ精算報告書の提出時までには当該経費の額（支出義務額）が確定しているものであって、業務期間中に支払われていないことに相当な事由がある場合、委託対象経費として認められるものとする。

（参考）相当な事由の例

- ① 人件費として支払われるもの（給与等の支払が月末締め→翌月払いになる場合が多いため）。
- ② 業務の進捗上、委託業務実施期間の終了直前に経費が発生したが、経理処理の都合上、業務期間中の支払が困難なもの。

※ 発注時期や支払いの事実等を証明できる証憑類を保管・整理すること。



2. 委託業務の経費区分及び算出方法

委託業務に要する経費（予定価格、契約額及び精算額）については、以下に示す考え方にに基づき各項目ごとに算出した経費を積み上げた金額とする。

【人件費】

人件費は、当該業務に直接従事する者（以下、「業務従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与であり、契約書、仕様書又は実施計画書等（以下、「仕様書等」という。）において算出方法等が指定されている場合にはそれによることとし、指定がされていない場合には、以下の計算方法により算出するものとする。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{直接作業日数}$$

人件費の算出にあたっては、日額単価を使用することを原則とする。ただし、受託者が定めた単価が時間単価など日額単価以外である場合は、当該単価に受託者が就業規則等により定める一日の所定労働時間を乗じる等して日額単価に換算する、又は以下に掲げる「（２）日額単価以外の単価の使用を認める場合」によることとする。

なお、日額単価及び直接作業日数の算出方法については以下のとおりとする。

（１）日額単価の算出方法等

日額単価については、契約締結時に以下のいずれかの方法により、業務従事者一人一人について算出し、原則として委託費の額の確定時においても同額の単価を用いるものとする。

ただし、以下に掲げる場合は、精算報告時に日額単価を変更しなければならない。

- ① 業務従事者に変更があった場合
- ② 業務従事者の雇用形態に変更があった場合（正規職員が嘱託職員として雇用された等）
- ③ 出向元から給与等の一部が負担されている出向者に対する給与等について、出向元の負担割合が増えた場合
- ④ 契約締結時における日額単価が過大に算出されていたことが判明した場合
- ⑤ その他環境省が単価を変更することが適当であると判断した場合

ア. 受託単価を使用する場合

受託者が、委託契約において使用する統一的な人件費単価の規程等（以下、「単価規程等」という。）を定めている場合には、同単価規程等における単価（以下、「受託単価」という。）を使用することができる。（ただし、受託単価の構成要素等の確認を行ったうえで、適正と認められたものに限る。）

なお、受託単価については、以下の点に留意し、使用する単価やその構成要素等について確認すること。

- ① 業務従事者の職階（課長級、係長級等）に対応しているか
- ② 受託単価に人件費の他に一般管理費等 person 費以外の経費が含まれていないか
- ③ 受託単価に一般管理費等が含まれている場合は、相当する額が一般管理費として重複計上されていないか

また、業務従事者が出向者又は嘱託職員である場合は、単価規程等により出向者受

託単価又は嘱託職員受託単価が規定されている場合についてのみ、それぞれの受託単価を使用することとし、出向者又は嘱託職員に係る給与等について、出向元が一部を負担している等、受託者が給与等の一部を負担する必要がない場合は、次に掲げる「イ．実績単価を使用する場合」によることとする。

イ．実績単価を使用する場合

受託者が単価規程等を定めていない場合等には、日額単価は以下の計算方法により算出する。（円未満切り捨て）

（ア）正規職員、出向者（給与等の全部を受託先が負担している者に限る）及び嘱託職員の日額単価の算出方法

$$\text{日額単価} = \left(\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等} \right) \div \text{年間所定勤務日数}$$

年間総支給額、年間法定福利費等及び年間所定勤務日数については、以下の点に留意し算出すること。

- ① 年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当及び食事手当等の受託者が福利厚生面で支給しているものは除外する（以下、同じ）
- ② 年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む）、労働保険料、児童手当拠出金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする（以下、同じ）
- ③ 年間総支給額及び年間法定福利費等について、年間支出見込額の算出が困難である者については、前年度の類似職員による支給実績額を用いる等、根拠を明らかにしたうえで算出する（以下、同じ）
- ④ 年間所定勤務日数は、営業カレンダー等から年間の勤務を要する日数を算出する（以下、同じ）

（イ）出向者（給与等の一部を出向元で負担している者）の日額単価の算出方法

$$\text{日額単価} = \left(\text{受託者が負担する年間総支給額} + \text{受託者が負担する年間法定福利費等} \right) \div \text{年間所定勤務日数}$$

業務従事者が出向者である場合の日額単価の算出にあたっては、当該業務従事者に係る給与等が受託者以外（出向元等）から支給されているかを確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費等は、受託者が負担する額を計上する。

<一般競争入札等により委託契約を締結する場合の例外>

一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）等の価格競争により委託契約を締結した場合については、応札者の判断により受託単価又は実績単価と異なる人件費単価を使用して積算した金額において応札することも考えられることから、落札した受託者に対して応札額の見積内訳書（人件費単価が確認できるもの）を提出させることにより、上記の算出方法によらず当該単価を人件費単価とすることができるこ

ととする。

ただし、この取扱いについては、価格競争において最も有利な価格をもって申込みをしようとするにあたり人件費単価の調整が必要となる場合を考慮したものであるため、受託単価又は実績単価の額を超えた単価を使用することを認められるものではない。

(2) 日額単価以外の単価の使用を認める場合

人件費の算出にあたっては、日額単価を使用することを原則とするが、受託単価が時間単価として定められている場合や業務従事者の一日の所定労働時間数が定まっていない場合等、日額単価を使用することで必要以上に事務が繁雑となる場合においては時間単価等の日額単価以外の単価を使用することを認めるものとする。なお、この場合においても、日額単価と同様に、単価が過大に算出されることのないよう留意すること。

(3) 直接作業日数の算出方法

直接作業日数については、委託業務従事時間報告書（参考様式）や各業務において定められた業務管理に係る報告書等による他、受託者が定めるタイムカードや出勤簿等により、当該業務に従事する者一人一人についての労働時間を適切に管理した上で計上すること。特に当該業務以外にも従事する業務がある者の場合は、当該業務以外の業務に従事した労働時間についても適切に管理し、業務ごとの一日に従事したとする時間数の合計が、一日の総労働時間数を超える等の齟齬を来さないよう留意すること。

なお、人件費の算出にあたって労働時間を日数に換算する場合は、時間単位で管理されている直接作業時間数の合計を一日の所定労働時間で除して日数に換算することとする。この場合、小数点第2位までを有効とし、小数点第3位以下は切り捨てる。

（小数点第3位以下に限らず、端数処理を行う場合は切り捨てを原則とする。）

【業務費】

受託者が、当該業務に係る業務費を算出するにあたっては、旅費、諸謝金等については、仕様書等において指定された方法又は受託者の内部規程等によることとし、備品費、印刷製本費、雑役務費等の業者の見積価格等により実情に即した価格を根拠とすることができる経費については、原則、見積書、請求書、領収証等によることとする。

また、委託業務において、委託対象経費の中に受託者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、原価（当該調達品の製造原価など）をもって委託費の対象経費に計上すること。なお、受託者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、例外的に他の合理的な説明をもって原価として認められる場合がある。

経費ごとの算出方法については以下のとおりとする。

(1) 旅 費

当該業務に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費等の経費を計上する。

経費の算出にあたっては、仕様書等において「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準ずること等の指定がされている場合はそれによることとし、指定がされていない場

合は受託者の内部規程等によることとする。

なお、出張が当該業務以外の業務と一連のものとなっており、当該業務以外の業務に係る経費が存在する場合は、当該業務に係る部分とその他の業務に係る部分に区分し、当該業務に係る経費のみを計上する。

受託者においては当該業務に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。

(2) 諸謝金

当該業務に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等を計上する。

経費の算出にあたっては、仕様書等において謝金単価等が指定されている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。

(3) 会議費

当該業務に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等を計上する。

なお、会場の選定及び飲料等の購入にあたっては、必要以上に高価又は華美であったり、広さや個数が過剰にならないよう、出席者を確認し必要最小限度とすること。

(4) 備品費、借料及び損料

備品費（「環境省物品管理事務取扱細則」により、備品は20万円以上で、かつ、以下に掲げる「(6) 消耗品費」の基準に係るものを除いた物品をいう。）は当該業務に直接必要となる物品の購入・製造に必要な経費を計上する。

借料及び損料には業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要となる物品、不動産等の借料を計上する。

購入、リース等により調達した物品は当該業務のみに使用することとし、リース料等については、以下の考え方に基づき当該業務の業務期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。

なお、受託者の事務所の家賃や共用部分等の当該業務のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととし、借料として計上することは認められない。

ア. リース等による調達を検討する際には、リース及びレンタルの両方の可能性について比較検討することとする。

イ. リース料算定の基礎となるリース期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間（法定耐用年数）とするなど、合理的な基準に基づいて設定することとする。

ウ. リース期間を委託業務終了時またはそれ以前に満了するよう設定した場合において、その後の事情変更により受託者が委託業務終了後に継続使用することとなった場合には、その旨を環境省へ報告し、継続使用見込み期間のリース料相当額（※）を減額または返還することとする。

※ 当初設定したリース期間に、継続使用見込み期間を加えたもの（この期間が法定耐用年数を上回る場合は法定耐用年数とする。）を新たなリース期間とみなし、これに基づいて算定した、継続使用見込み期間に係るリース料相当額

(5) 賃 金

当該業務を実施するために必要な業務補助を行う補助員に対する賃金を計上する。補助員の単価は、仕様書等において指定されている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等や雇用契約の単価によることとする。

なお、業務従事者と同様に、直接作業時間数を委託業務従事時間報告書や出勤簿等により適切に管理し、経費の算出については人件費に準じて行うこととする。

(6) 消耗品費

当該業務に直接必要な物品であって、備品費に属さないもの（消耗品は20万円未満の物品であるか、又は20万円以上であっても比較的長期（おおむね2年）の反覆使用に耐えない物品、比較的長期の反覆使用に耐えるが比較的破損しやすい物品及び2年を限度としてその用を足さなくなる物品をいう。）に係る経費を計上する。

なお、消耗品費として計上できる経費は当該業務にのみ使用するものであることが証明できるものとし、受託者において当該業務以外の業務にも使用する汎用文具等に係る経費については一般管理費に含むものとする。

また、既製品のソフトウェアについては消耗品費として計上することとする。

(7) 通信運搬費

当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。

なお、通信運搬費として計上する経費は当該業務に直接必要であることが証明することができるものとし、受託者において当該業務以外の業務でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。

(8) 印刷製本費

当該業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。

なお、計上する経費は業務委託期間中に使用した部数又は仕様書等により環境省に提出することを指定された部数のみとすること。

(9) 雑役務費

当該業務の主たる部分^{注1}の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等）^{注2}を計上する。

ただし、契約案件（変更契約含む）1件当たりの見積金額（契約見込額）（税込）が、予算決算及び会計令第99条に基づき随意契約ができる金額の範囲内のものを雑役務費とし、範囲を超える場合には、下記(10)の外注費（再委託費）に計上すること。

注1) 「業務の主たる部分」とは、原則、仕様書等に記載されている委託業務を指すものである。

注2) 「付随して必要となる諸業務」とは、当該委託業務全体の目的達成や成果への影響が軽微であると、監督職員が確認した業務を指すものである。なお、括弧内に例示した業務は、仕様書等の内容により「付随して必要となる諸業務」に該当しない場合が

あるため、必ずしも雑役務費として計上できるものではないことに注意すること。

(10) 外注費（再委託費）

当該業務を行うために必要な経費のうち、当該業務の主たる部分を実施するに際し、受託者が直接行うことのできない業務又は直接行うことが適切でないとする業務を外部へ発注する経費とする。外注費（再委託費）は、原則として、契約締結時の直接費（人件費及び業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の2分の1未満^{注1}とする。

なお、再委託等を実施するにあたっては事前に再委託等承諾申請書（様式1）により再委託等の承認^{注2}を得る必要がある（ただし、契約案件（変更契約含む）1件当たりの見積金額（契約見込額）（税込）が、予算決算及び会計令第99条に基づき随意契約ができる金額の範囲内である場合や仕様書等に再委託等の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託等を行う業務の範囲、再委託等の必要性、業務に係る経費が明記されている場合は除く。）。

注1）ただし、契約締結時又は業務実施期間中において、委託業務を適正に履行するため、高額な分析処理、電算処理、システム開発等を再委託等しようとする場合は、再委託等承諾申請書（様式1）に記載された項目により個別に判断し妥当性がある場合には、2分の1以上となることを認められる場合もある。

注2）再委託等の事前承認について

- ※1 再委託等承諾申請は、契約書第5条に基づく行為であるため、契約締結日前に申請書を提出することはできない。
- ※2 事前承認は、業務に係る責任の所在を明確にするとともに、粗雑な履行とならないよう把握するために必要であり、再委託等を行う合理的理由などを十分に審査された上で、適当であると判断される場合において、再委託等承諾書（様式2）により認められるものである。当該承認行為（当初の申請内容に変更が生じた場合も含む。）については、予算執行職員等の責任に関する法律及び同法施行令に基づき、支出負担行為担当官が任命した監督職員が行う場合がある。
- ※3 再委託等しようとする業務の内容が、本業務における総合的企画や業務遂行管理業務である場合は認められない。

(11) その他

上記（1）～（10）において示す算出方法により難しい場合及び（1）～（10）以外の経費であっても当該業務に直接必要な経費であると環境省が認めた場合に限り、計上することができる。なお、当該経費の算出方法については、環境省と協議の上、適切と認められる方法によるものとする。

※ 当該その他経費を使用する前に監督職員に計上できるか否かを確認しなければならないこととする。

(12) 適格請求書（インボイス）制度導入に伴う消費税仕入れ税額控除が適用されないことによる影響額について

委託契約受託者が適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者。一般的に「免税事業者等」。）との取引に伴い、消費税仕入れ税額控除が適用されないことによる影響額については、委託契約受託者の意向に

より環境省からの負担を可能とする。環境省が負担する影響額は、経過措置適用後の実費相当分、かつ一般管理費算出の対象外経費とする。

①	受託者による消費税仕入れ税額控除に係る影響額算出シート（様式6）の作成提出が必要となる。
②	影響額が原契約額からの増額になる場合は、変更契約書の作成を伴うため、契約期間内の処置を行う。
③	影響額が原契約額の範囲内に収まる場合は、確定事務で処置を行う。

【共同実施費】

共同実施とは、当該業務について複数の事業者が強みを出し合って受託者と分担して業務内容の一部を“共同”で実施し、業務を履行するものであり、再委託等には該当しない。

【一般管理費】

当該業務を行うために必要な経費のうち、当該業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するものであり、以下の計算方法により算出された金額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{業務費} - \text{外注費(再委託費)}) \times \text{一般管理費率}$$

一般管理費率については、受託者の内部規程等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を使用することを原則とするが、受託者において使用する率の内部規程等が存在しない場合又は合理的な算出が困難な場合は、環境省が定める率（15%）を使用することとし、その比率内の経費を計上する。

なお、精算時においては、環境省が認める特別な理由がある場合を除き、契約締結時に使用した一般管理費率を変更することはできない。

【間接経費】（競争的資金のみ）

競争的資金にあつては、一般管理費に代えて国の競争的研究資金による研究の実施に伴う研究機関の管理などに必要な経費を間接経費として計上する。

間接経費の用途については、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）によることとする。

3. 委託業務の完了及び委託費の額の確定

受託者は、当該業務が完了した場合は、業務実施期間内に委託業務完了報告書を環境省に提出し、委託業務が適正に行われたかの検査を受けなければならない。検査の結果、業務の完了が確認された場合は、受託者は委託業務精算報告書に環境省委託業務精算報告書チェックリスト（様式3）を添えて、当該業務の業務実施期間の経過後30日以内又は当該業務が完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに環境省に提出する。

環境省は提出された委託業務精算報告書等を以下のとおり審査し、委託費の額の確定を行う。

(1) 審査方法

委託費の額の確定に係る審査は、受託者から委託業務精算報告書及び環境省委託業務精算報告書チェックリストを環境省に提出する。環境省において、文書審査が行われ、必要に応じて受託者の事業所等において現地審査が行われる。

なお、契約書の規定に基づき、受託者においては支払の事実等を証明できるよう、経費項目ごとに時系列で書類の整理、保管が必要となる。

（参考）整理、保管が必要な書類の例

- ① 人件費単価の根拠となるもの
- ② 委託業務従事時間報告書や出勤簿等の直接作業に要した時間数等の確認ができるもの
- ③ 旅費、謝金等の支払いの根拠となる内部規程等
- ④ 出張の日程、旅程及び用務等の確認ができるもの
- ⑤ 会議の開催日及び出席者等が確認できるもの
- ⑥ 契約書、請求書及び領収証等の写し
- ⑦ その他経費算出の根拠となるもの

(2) 審査の留意点

審査においては、当該業務の実施状況、経理処理の状況、購入物品の管理・使用状況、書類の整理状況等の確認を行うこととし、経理処理については、以下の点について留意すること。

- ① 委託費として計上されている経費が当該業務の業務目的に適合し、必要な経費であるか
- ② 当該業務実施期間中に発生している経費であるか（業務実施期間外である場合は相当な事由等があるか）
- ③ 自社製品の調達等を行う場合は原価をもって対象経費に計上されているか
- ④ 当該業務以外の業務に係る経費と区分して使用されているか
- ⑤ 法令や受託者の内部規程等に沿った適正な経理処理が行われているか
- ⑥ 経済性、効率性を考慮した経理処理を行っているか

(3) 額の確定の通知及び精算

上記の審査において適正と判断された額をもって当該業務に要した額を確定し、環境省は、受託者に対し額の確定の通知を行う。

受託者は、当該通知の額をもって委託業務費精算払請求書を環境省に提出する。

4. 取得物品の管理等

委託業務において受託者が取得した物品は、原則として国に帰属するものとなるが、委託業務実施期間中における所有権の取扱い等については以下のとおりとする。

(1) 委託業務実施期間中の取扱い

- ① 委託業務の実施により物品を取得することが想定される場合には、あらかじめ当該物品の所有権の帰属について、契約書に明記すること。
- ② 受託者は、委託業務で取得した物品について、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- ③ 受託者は、委託業務で取得した物品について、該当する委託業務の名称及び所属年度並びに当該物品の取得年月日を明示する等し、受託者の有する他の物品と混同しないように管理するとともに、当該物品は当該委託業務の実施にのみ使用すること。

(2) 委託業務終了後の所有権の帰属について

- ① 当該委託業務で取得した物品について、当該委託業務終了後、所有権が環境省に帰属することを契約書に明記すること。
- ② 当該委託業務で取得した物品について、当該委託業務終了後、所有権を受託者に帰属させる特段の事情がある場合は、国益を損なうこととならないかを慎重に検討するとともに、売り払いの措置をとる等法令に基づく適正な手続きを行うこと。

(3) 委託業務終了後の取扱いについて

- ① 受託者は、委託業務で物品を取得した場合は、当該委託業務終了後年度内又は環境省が提出を求めたときに、取得物品報告書（様式4）により環境省に報告を行うこと。
- ② 受託者は、当該委託業務終了後、委託業務の実施により生じた物品について、翌年度も同種業務を実施し、当該物品の継続使用を希望する場合は、以下③により一度国へ物品を返還した上で、受託者へ無償貸付等の手続きを行うこと（複数年度にわたり実施することを前提としている場合も含む）。
ただし、国庫債務負担行為による複数年度契約の場合で、受託者が翌年度以降も当該物品の継続使用を希望する場合は、遅滞なく継続使用許可申請書（様式5）を環境省に提出し、環境省はその可否について判断し、速やかに所要の措置をとる。
- ③ 支出負担行為担当官は、②の後段、または当該委託業務終了後、取得物品のうち国に返還させるものについて指定し、受託者から返還を受け、物品管理簿に搭載する等の物品の引き渡し手続きを必ず行うこと。
- ④ 委託業務で取得した物品を廃棄する場合等は、国損とならないかを慎重に検討し、予め契約書又は仕様書に明記するとともに、その費用の負担について明示しておくこと。

(4) 委託業務で取得した物品から生じる収益の取扱いについて

委託業務で取得した物品から生じる収益については、慎重に検討した上であらかじめ契約書に明記すること。